

総合支援資金(生活支援費)特例貸付の延長について

総合支援資金特例貸付を既にご利用いただいておりますが、なおも生活困窮が続く方は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、貸付期間を延長してご利用できる場合があります。

※生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)について、締切が令和2年12月末から令和3年3月末に変更になりました。それに伴い、延長貸付の対象月等も変更になりました。

対象となる方は、横浜市社会福祉協議会を通じて、ご自宅に郵送で申込書類が届きます。

(※港北区で初回貸付後に住所を変更されている場合は、延長手続きの前に住所変更届が必要となりますので、まずは本会へご連絡ください。)

詳しくは、下記リンク先の横浜市社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

http://www.yokohamashakyo.jp/cat/tokureikashitsuke_encho.html 